

本能寺の変 ゆかりの地めぐり

1泊2日



本能寺跡地

■出発日3月7日(水)

■旅行代金(おひとり様)

2名1室利用 44000円

1名1室利用 49000円



福知山城



本能寺

ツアーがもっと楽しくなる・特典

特別展観覧会

ツアー前に学芸員の解説付きで
特別展「本能寺の変」
を見よう!

■日時:3月6日(火)
13:00~14:00

■場所:松江歴史館

(松江市殿町279)

*希望者のみ(お伺い書にご記入
をください。)



コース

① 松江駅南口(7:00発) = 東出雲IC = 勝央SA(休憩) = 丹南篠山口IC = 柏原八幡宮(見学) = 春日IC = 福知山IC = ホテルロイヤルヒル福知山&スパ(昼食) = 福知山城(見学) = 御霊神社(見学) = 春日IC = 福知山IC = 沓掛IC = 京都市内[泊](16:40着) *夕食は、いもぼう平野家本家

食事:朝× 昼○ 夕○

② ホテル(8:30発) = 本能寺(見学) = 京都東IC = 蒲生IC = 安土城(見学) = 一休庵本店(昼食) = 蒲生IC = 湖東三山スマートIC = 大山崎IC = 大山崎町歴史資料館(見学) = 大山崎IC = 勝央SA(休憩) = 大山PA(休憩) = 東出雲IC = 松江駅南口(19:10着)

食事:朝○ 昼○ 夕×

■募集人員40名(最少催行人員25名) ■食事:朝1昼2夕1回 ■添乗員・学芸員が同行します。 ■バス利用(ハクタ観光または仁多観光) ■利用予定ホテル 京都ハートンホテル

====国内旅行取扱条件書（要旨）====

下記の旅行条件書内容をご確認ください。■この旅行条件は2010年2月1日を基準として算出しております。

1. 募集型企画旅行契約

①この旅行は、株式会社山陰中央新報社（島根県松江市殿町383 島根県知事登録旅行業第2-77号）の本社営業所が主催する募集型企画旅行であり、ご参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約を締結することになります。

②旅行契約の内容・条件は下記2項によるほか、国内募集型企画旅行条件書、および当社の標準旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）でお取り扱いいたします。

③国内募集型旅行条件書をご希望の方は、弊社にその旨お申し付けください。

2. 旅行のお申し込み及び契約の成立

①当社において所定の旅行申込書に必用事項を記入のうえ、下記の申込金を添えてお申し込みください。

申込金は旅行代金又は取消料若しくは違約料の一部として取り扱います。

②申込金

旅行代金（お1人様）	10,000円未満	30,000円未満	100,000円未満	100,000円以上
申込金	3,000円	6,000円	20,000円	旅行代金の20%

③旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日前までに全額お支払いいただきます。

ただし、14日前以降にお申し込みされた場合は、お申込時全額お支払いいただきます。

④20歳未満の方単独での申し込みは親権者の同意が必要です。

3. 旅行代金

①旅行代金に含まれるもの

日程表に明示した運送機関の運賃・料金（注釈のないかぎりエコノミークラス）、宿泊費、食事代、入場拝観料、旅行取扱料金及び消費税等諸税。添乗員が同行するコースではこの他に添乗員経費、団体行動に必要な心付けを含みます。

上記の諸経費は、お客様の都合により、一部利用されなくても払い戻しいたしません。

②旅行代金に含まれないもの

旅行日程表に明示されていない食事、各施設入場拝観料、個人的な注文（飲食、追加部屋、オプション参加料など）、また含まないと明示された諸費用。

③通常、満12歳以上の方はおとな旅行代金、満3歳以上12歳未満の方は子ども旅行代金を、おとな・子どもの区別表示がないときは満3歳以上のすべての方に当該旅行代金を適用します。

4. 取消料等

旅行契約成立後、お客様のご都合で契約を解除（旅行の取り消し）される場合、又は所定の期日までに旅行代金のお支払がなく当社が契約を解除した場合、旅行代金に対しお1人につき次の料率で取消料 又は取消料と同額の違約金をいただきます。

取消日	旅行開始の前日から起算してさかのぼって			旅行開始日 前日	旅行開始日 当日	旅行開始後 又は 無連絡不参加
	21日前まで	20日～8日前	7日～2日前			
取消料率	無料	20%	30%	40%	50%	100%

なお、複数人数のご参加で、一部のお客様が契約を解除される場合は、ご参加のお客様から運送・宿泊機関等の（1台・1室あたり）のご利用人数の変更に対する差額代金をそれぞれいただきます。

5. **特別補償** 当社の責任が生じるか否かを問わず、お客様が旅行参加中の外来事故により、生命、身体又は手荷物に被られた一定の損害につきまして、当社約款の特別補償規定により、死亡補償金1500万円、入院見舞金・入院日数により2万円～20万円、通院見舞金・通院日数により1万円～5万円、携行品・損害補償金（15万円を限度、ただし一個又は一対についての補償は10万円）を支払いますが、現金、クレジットカード、撮影済みのフィルム、貴重品類（腕時計・装飾品や眼鏡等）、日常実用的に使用されるものは除きます。お客様の故意、酒酔い運転、疾病等の事故によるもの等については補償いたしません。

6. **旅行契約解除** 当社は旅行締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合は、旅行の内容変更、又は中止することがあります。

お問い合わせ・お申し込みは・・・

旅行企画・実施 **山陰中央新報社** ☎ **（0852）23-6222** 営業時間：9:30～17:00（月～金曜日）

〒690-8668 松江市殿町383 FAX 0852-32-3397

島根県知事登録旅行業2-77号 全国旅行業協会正会員 総合旅行業務取扱管理者 舟木貴志夫

* 旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う旅行営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約に関し、担当者からの説明にご不明な点があれば、ご遠慮なく上記の取扱者にお尋ねください。